

# 只見町除雪支援保険事業 助成対象世帯を拡大

平成19年度に創設された「除雪支援保険事業」は、定額の利用料金（除雪作業標準額）を町指定の除雪事業者に支払っていただくことで、冬期間、屋根に雪がつかえない程度の軒下除雪の作業を事業者に行なつていただく制度です。

この制度の利用料金は、

▽只見地区……42,000円

▽朝日地区……39,900円

▽明和地区……37,800円  
となっています。この利用料金を支払つていただくことで、どなたでも利用していただけます。

また、75歳以上の高齢者世帯には所得に応じて助成を行う制度を設けていましたが、この助成制度の見直しを行い、助成対象世帯の大や利用料金の支払い方法を次のとおり変更しましたのでお知らせします。

## 助成対象世帯の拡大

- ①ひとり親家庭を含む世帯で住民税が非課税の世帯
- ②重度心身障がい者（身体1級と2級及び3級で心臓・腎臓・呼吸器等の障がい、知的AとB、精神1級と2級）の方がいる世帯で住民税が非課税の世帯
- ③65歳以上の一人暮らし及び65歳以上の方で構成される世帯で住民税が非課税の世帯

上ののみの方で構成される世帯で

住民税が非課税の世帯

助成金額は、前年の世帯員の総所得金額により所得段階を設け、助成割合として利用料金の

▽4分の3

▽2分の1

のいずれかを決定し、助成金額を算出します。

## 支払方法の変更

これまで、利用料金を申込時に全額支払つていただいておりましたが、利用料金を一度に支払うことなく、苦労されることがありました。

今回、助成制度の見直しにより次のとおり助成対象世帯を拡大しました。

①ひとり親家庭を含む世帯で住民税が非課税の世帯

- ②重度心身障がい者（身体1級と2級及び3級で心臓・腎臓・呼吸器等の障がい、知的AとB、精神1級と2級）の方がいる世帯で住民税が非課税の世帯
- ③65歳以上の一人暮らし及び65歳以上の方で構成される世帯で住民税が非課税の世帯

# 只見町高齢者等住宅屋根除雪費助成制度を創設

町民生活の安心・安全を確保するため、自力で住宅の屋根の除雪をすることが困難な方を対象に、住宅の屋根の除雪及び排雪に要する経費の一部を助成する新たな制度を創設しました。

助成の対象となる方は、只見町に住所を有し、自力で住宅の屋根の除雪をすることが困難な方で、次に該当する世帯です。

なお、利用できる世帯には利用者証が送付されます。

申請方法は、除雪事業者等（事業所や個人）に屋根の除雪を行つてもらい料金を支払つた後に高齢者等住宅屋根除雪費助成金交付申請書（兼除雪実施報告書）を記入

していただき、次の書類を添えて、役場に提出していただきます。審査後、申請者に助成金を口座振り込みにより支払います。

【申請に必要な書類は…】

▽高齢者等住宅屋根除雪費助成制度利用対象者証（町から送付される利用者証）

▽除雪費の領収書の写しとなります。

事業者に支払い、利用者（高齢者世帯等）は自己負担分のみを事業者に支払う制度「代理受領委任制度」を設けました。この制度を利用することにより、助成に該当する世帯の方は、利用料金を支払うときの負担が軽減されることになります。

（事業所や個人）に屋根の除雪を行つてもらい料金を支

ます。（年間4万円を限度とします）

# —除雪支援保険事業利用者の負担を軽減— 代理受領委任制度

「代理受領委任制度」は、除雪支援保険事業を利用される方の支払いを、自己負担分のみで済むようにする制度で、利用者の一時的な負担を軽減することを目的に設けられました。自己負担分以外の助成金相当分(除雪作業料金の4分の3～4分の1)は、利用者の委任状に基づき、除雪作業受託事業者に只見町が直接支払います。

## 代理受領委任制度を利用するすると…

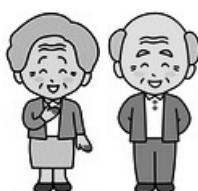
### 除雪作業受託事業者



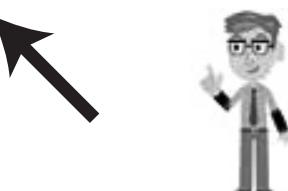
支払いが楽です!

助成後の自己負担分  
のみ支払い

利用者への助成金分  
を支払い



利 用 者



只 見 町



### [お問い合わせ]

**保健福祉課  
福祉班**  
**電話 84-7010**

## 福祉灯油助成事業

高齢者世帯などを対象に暖房用灯油にかかる購入費の助成を行います。助成の対象となる世帯や助成金額は次のとおりです。

### 【助成対象世帯】

▼家族全員が住民税非課税で65歳以上の高齢者のみで構成される家庭

▼重度障がい者などがいる家庭

▼18歳未満の子どもを有するひとり親を含む家庭

### 【助成金額】

▼一世帯あたり5千円分の灯油受給券を配布します。

### 【交換方法・期限】

▼(有)倉田屋(黒谷)  
▼南会商事(株)(大倉)  
▼菊地商店(梁取)  
以上の6事業所となります。

▼灯油受給券の配布を受けた方は町が指定した町内の事業所で、平成24年3月末までに灯油と交換してください。灯油受給券が使える町内の指定事業所は、次のとおりです。

### 【指定事業所】

▼(有)さかい商店(只見)  
▼只見郵便運送(有)(只見)  
▼会津みみな農協  
只見給油所(福井)